

## しが障害者施設応援企業認定要領

### (趣旨)

第1 この要領は、通常の事業所での就職が困難なために障害福祉サービス事業所等で福祉的就労する障害者の工賃向上および就労促進のために、個人事業者または法人が一定の支援を行った場合に、しが障害者施設応援企業として認定するために必要な事項を定める。

### (定義)

第2 この要領においては、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 障害者

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第2条第2号から第6号までに規定する身体障害者、重度身体障害者、知的障害者、重度知的障害者および精神障害者をいう。

#### (2) しが障害者施設応援企業

次に掲げるイおよびロの要件をどちらも満たすとともに、ハまたはニの要件を満たし、第3に定めるところにより、認定を受けた者をいう。

イ 個人事業者または法人であること。

ロ 障害者雇用促進法第43条第1項の規定を満たしていること（同法に基づき、障害者を雇用しなければならない場合に限る。）。

ハ 次号に定める滋賀県に所在地を有する障害福祉サービス事業者および社会的事業所から、年度毎に別表に定める額の物品または役務の調達を行っていること。

ニ 次号に定める滋賀県に所在地を有する障害福祉サービス事業者および社会的事業所に対して、障害者が行う生産活動に直接資する材料、物品等を無償で定期的に提供していること（ハに掲げる物品または役務の調達に応じた金額に相当する便益があると認められる場合に限る。）。

#### (3) 障害福祉サービス事業者および社会的事業所

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第14項に規定する就労移行支援または同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を運営する法人、同条第12項に規定する障害者支援施設を運営する法人、同条第26項に規定する地域活動支援センターを運営する法人、小規模作業所の設置者、またはこれらの者の受注促進のために知事が認定した共同受注窓口団体、および、滋賀県社会的事業所設置運営要綱により設置された社会的事業所。

（しが障害者施設応援企業の認定等）

第3 しが障害者施設応援企業としての認定を受けようとする者は、認定を受けようとする年度の4月1日～7月末までに、次に掲げる書類により知事に申請するものとする。

なお、申請の際に証する実績は、認定を受けようとする年度の前年度に行った調達の内容、当該調達に係る対価の支払等とする。

また、認定については年度毎に1申請者につき1回とする。

(申請必要書類)

イ 申請書兼誓約書(様式第1号)

ロ 取引実績証明書(様式第2号)

ハ 障害者雇用促進法に基づく雇用状況について、厚生労働大臣への報告義務のある企業については、障害者雇用状況報告書の写し(公共職業安定所長の受付印があるもの。ただし、インターネット経由でのオンラインによる提出を行っている場合を除く。)

ニ 次に掲げる上記ロの取引実績証明書の記載事項の根拠となる資料(いずれも支出先毎に分類し、支出先による原本または事実と相違ない旨を証する記載をしたものに限る。)

(1) 障害福祉サービス事業者等からの物品または役務の調達に関して発行された領収書の写し

(2) 領収書を徴し難い事情があったときは、その旨ならびに当該支出の内容、金額および年月日を記載した書面

2 認定期間については、申請を行い認定を受けた当該年度の1年間とする。

3 発注等実績の額により別表のとおりA～Eまでの等級を定める

4 知事は、前項の申請があったときは、申請内容の審査を行い、申請者が第2の第2号に定める要件を満たしていると認められるときは、認定を行うとともに、その結果を当該申請者に通知するものとする。ただし、第3の第5項の規定により取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるときは認定しない。

5 知事は、第2の規定による認定を受けた者(前項の場合を含む。)が、次のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すものとする。

(1) 不正な事由により第2の第2号に掲げるそれぞれの要件に該当しなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により認定を受けたことが判明したとき。

(3) 障害者の雇用または就労に関して、重大な法令違反があると認められるとき。

(その他)

第4 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表

発注等実績額	認定級
年間120万円以上の発注等実績	A級
年間90万円以上 120万円未満 の発注等実績	B級
年間60万円以上 90万円未満 の発注等実績	C級
年間30万円以上 60万円未満 の発注等実績	D級
年間3万円以上 30万円未満 の発注等実績※	E級

※2019年度の調達実績分から3万円以上とする